

改正案	現行
<p>第一条 信託業ヲ営ムトスル株式会社ハ免許申請書ニ総取締役署名シ定款ノ外左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ヲ經由シ内閣総理大臣ニ提出スヘシ</p> <p>(削る)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>(略)</p> <p>信託業法第一条第二項ニ規定スル内閣府令ニ定ムル電磁的記録八工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)ニ基ク日本工業規格(以下本条ニ於テ日本工業規格ト称ス)×六二二三ニ適合スル九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジニ該当スル構造ノ磁気ディスク</p> <p>前項ノ電磁的記録ヘノ記録ハ左ノ方式ニ従フベシ</p> <p>一 トラックフォーマットニ付テハ日本工業規格×六二二五ニ規定スル方式</p>	<p>第一条 信託業ヲ営ムトスル株式会社ハ免許申請書ニ総取締役署名シ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ヲ經由シ内閣総理大臣ニ提出スヘシ</p> <p>一 定款</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

二 ポリコーム及ファイル構成ニ付テ八日本工業規格X〇六〇五二
規定スル方式

第三項ノ電磁的記録ニ八日本工業規格X六二二三二規定スルラベル
領域ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ貼付スベシ

一 申請者ノ名称

二 申請年月日

第三条 業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面ニ八其ノ當ム信託業務ノ方
法ニ付左ノ事項ヲ記載スヘシ

一〇八 (略)

九 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条第一項ニ規
定スル確定給付年金資産管理運用契約及附則第二十條第一項ニ規
定スル適格退職年金契約ニ係ル信託、厚生年金保険法(昭和二十
九年法律第一百五号)第三百三十條第五項及第五百十九條第五項ニ
規定スル契約ニ係ル信託並ニ勤労者財産形成促進法(昭和四十六
年法律第九十二号)第六條ノ二第一項ニ規定スル勤労者財産形成
給付金契約及第六條ノ三第二項ニ規定スル第一種勤労者財産形成
基金契約ニ係ル信託ニ付テ八前各号ニ掲クルモノノ外当該信託ニ
係ル信託財産ノ運用ニ関スル事項

十 (略)

第七条 信託契約書又ハ信託証書ニ八左ノ事項ヲ記載シ信託契約書ニ
在リテ八委託者及信託会社ノ代表者、信託証書ニ在リテ八信託会社

(新設)

第三条 業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面ニ八其ノ當ム信託業務ノ方
法ニ付左ノ事項ヲ記載スヘシ

一〇八 (略)

九 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条第一項ニ規
定スル適格退職年金契約ニ係ル信託、厚生年金保険法(昭和二十
九年法律第一百五号)第三百三十條第四項及第五百十九條第四項ニ
規定スル契約ニ係ル信託並ニ勤労者財産形成促進法(昭和四十六
年法律第九十二号)第六條ノ二第一項ニ規定スル勤労者財産形成
給付金契約及第六條ノ三第二項ニ規定スル第一種勤労者財産形成
基金契約ニ係ル信託ニ付テ八前各号ニ掲クルモノノ外当該信託ニ
係ル信託財産ノ運用ニ関スル事項

十 (略)

第七条 信託契約書又ハ信託証書ニ八左ノ事項ヲ記載シ信託契約書ニ
在リテ八委託者及信託会社ノ代表者、信託証書ニ在リテ八信託会社

ノ代表者之ニ署名スヘシ

一〇五 (略)

六 信託法第三条ノ規定ニ依ル登記、登録又ハ信託財産ナルコトノ表示及記載若ハ記録ニ関スル事項

七〇十九 (略)

(略)

第二十五条 信託会社カ合併ノ決議ヲ為シタルトキハ商法第四百十二
条第一項ノ規定ニ依ル手續ヲ了シタル後信託会社ノ総取締役ノ署名
シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スヘ
シ

一〇四 (略)

五 商法第四百十二條第一項ノ規定ニ依ル公告、催告及同法第二百
十五條第一項ノ規定ニ依ル公告、通知ヲ為シタルコトヲ知ルニ足
ル書面

ノ代表者之ニ署名スヘシ

一〇五 (略)

六 信託法第三条ノ規定ニ依ル登記、登録又ハ信託財産ナルコトノ表示及記載ニ関スル事項

七〇十九 (略)

(略)

第二十五条 信託会社カ合併ノ決議ヲ為シタルトキハ商法第百条第一
項ノ規定ニ依ル手續ヲ了シタル後信託会社ノ総取締役ノ署名シタル
認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スヘシ

一〇四 (略)

五 商法第百条第一項ノ規定ニ依ル公告、催告及同法第二百十五條
第一項ノ規定ニ依ル公告、通知ヲ為シタルコトヲ知ルニ足ル書面